

校長	副校長	教頭	教務	養護教諭	学年主任	担任

新型コロナウイルス感染症の届け出

滋賀県立甲南高等学校・滋賀県立甲南高等養護学校

年 組 氏名

発病した日	令和 年 月 日 発熱・頭痛・咽頭痛・咳などの症状がみられた日
医療機関受診日	令和 年 月 日
陽性判明日	令和 年 月 日
受診した医療機関 (病院・医院の名称)	病院・医院・クリニック・診療所
診断された病名	新型コロナウイルス感染症
学校を欠席した期間 <small>学校長が指示する出席停止期間と必ず一致するものではありません。</small>	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
学校保健法 基準	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで ※無症状の感染者については検体を採取した日から五日を経過するまで

医師の指示に従い、学校を欠席（自宅療養）したことを報告します。

※以下の書類がある場合は添付して提出をお願いします。

受診がわかる書類（お子さまの名前が記されている領収書のコピー・薬手帳のコピーなど）

滋賀県立甲南高等学校・滋賀県立甲南高等養護学校長様

令和 年 月 日

保護者氏名

印

自書の場合は不要

(この用紙は本校ホームページにもあります。もしくは担任などにご連絡ください。)

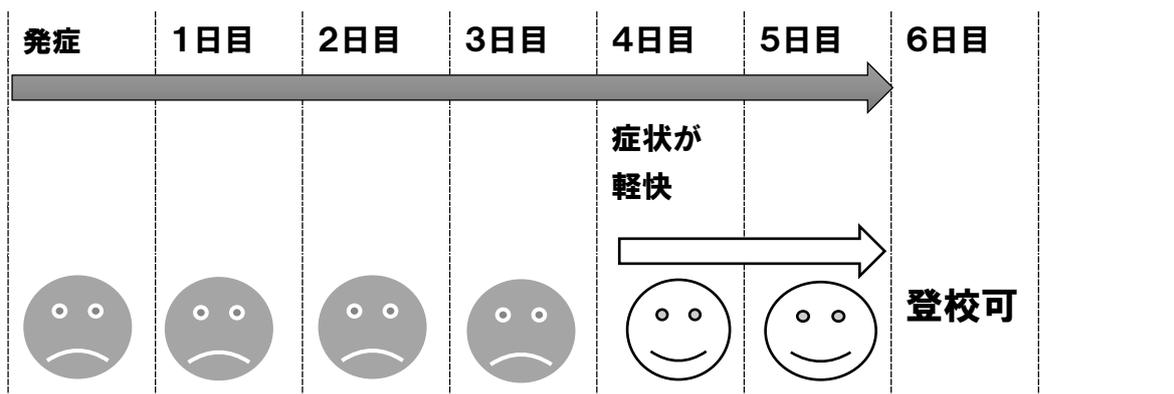
新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

学校保健安全法施行規則の改正により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準が「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」となっています。新型コロナウイルス感染症罹患後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

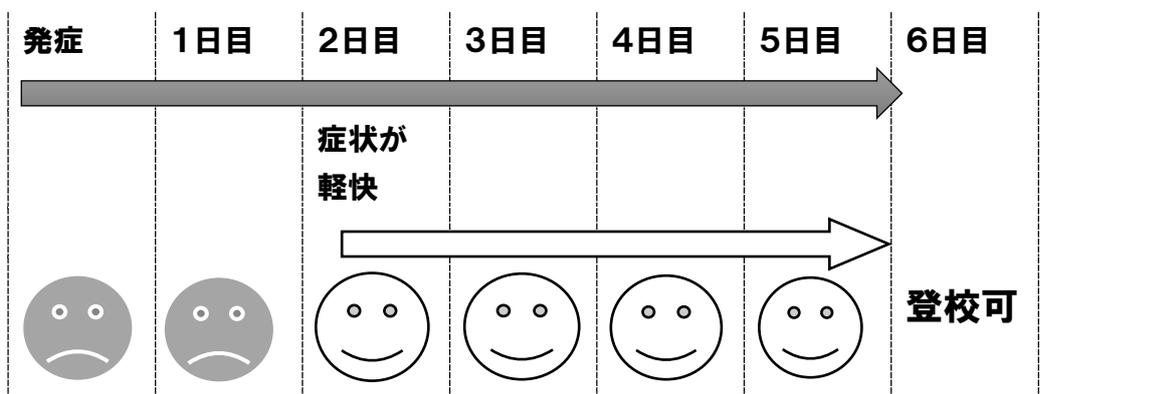
※無症状の感染者については検体を採取した日から五日を経過するまで

①発症後5日が経過していること ②症状が軽快した後1日が経過していること

発症とは発熱・頭痛などの症状が現れたことを指します。日数の数え方は、発症日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。**症状が軽快**とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や咽頭痛など）が改善方向にあることを指します。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、症状が軽快して1日以上経過しても、発症後5日が経過していない為、登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日が経過していても、症状が軽快してから1日経過していない為、登校できません。発症後7日目に登校できます。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは感染防止のため、マスクの着用を推奨します。